令２医務保険第６４６号

令和２年(2020年)８月２１日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」及び

「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

【改正の概要】

　病院における患者等の食事の提供の業務を委託する場合に係る厚生労働省健康政策局長通知について、「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成３０年法律第４６号）の施行及び関係省令の公布に伴い、同通知の一部が改正されたもの。

・営業届出（令和３年６月１日の施行日時点において現に稼働している集団給食施設については、令和３年１１月３０日までに届け出が必要）

営業以外の場合で病院において継続的に不特定又は多数の者に食品を提供する集団給食施設の設置者又は管理者は、都道府県知事等に営業届出を行うこととされたこと。

ただし、１回の提供食数が20食程度未満の、少数特定の者に食品を供与する営業以外の給食施設については届出を不要とすること。

・食品衛生責任者の設置（令和３年６月１日から適用）

　　営業届出の対象となる集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を設置することとされたこと。

・公衆衛生上必要な措置（令和３年６月１日から適用）

営業届出の対象となる集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に規定された基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守することとされたこと。

・外部委託の場合（令和３年６月１日まで）

　　病院が外部事業者に調理業務を委託している場合、院内調理であっても、当該受託事業者は通常の営業者と同様に飲食店営業の許可を受けなければならないと整理されたこと。

医療指導班　竹永

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939